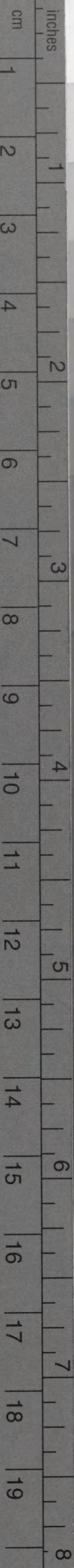


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



「漂到流球國記」解題

219.9
H998
K

「漂到琉球國記」解題

一

本書は、寛元元年（一二四三）九月肥前国松浦を出港した渡宋者の一行が、風波に妨げられて琉球に流され、やがて目的を果して帰国するまでの見聞記である。

本巻は、卷子本、縦卅三・五纏。本文用紙は厚手の楮紙、五枚。一紙の長さ五十四纏前後、一紙に廿三行前後、一行十二字前後、巻末一紙半部分に絵を附す。これらは、仁治元年（一二四〇）の訴訟文書を反故として、その裏に書かれたものである。なお、訴訟文書は首尾一貫しており、一紙廿行前後、一行廿二字前後、五紙全部に書かれている。

本巻には、横廿五・五纏の旧表紙を有していたが、保存上これをついに裁ち、各々首尾に見返しとして附した。影印に際しては旧体に復元した。この外、当部において破損部を修補したが、その方法は、表裏を剥して内側から虫損補修した。

旧表紙の外題に「流球國記

付」とあるが、これは本文とは異筆と思われ、やや時代も下るか。本文は

「漂到流球國□或流玉毬國」と端作りし、以下「寛元々年九月八日」から日別に改行して薄墨をもつて書かれており、絵の部分まで含めて一筆、僧慶政の筆と思われる。^{註1}

本巻は、昭和卅一年度に当部で一括購入した九条家旧蔵本の中から発見されたもので、これまで他に所伝を聞かない孤本である。

二

本書の成立は、本文末に「寛元二年九月廿八日夜於燈下依船頭并一両同法説粗^{ホ、テ}以記之」とあるように、寛元二年六月に帰朝した渡宋者一行のことを知った慶政が、船頭や僧侶たちから体験談を聞き、これに絵を加えて筆録したものである。慶政がこの漂到旅行に参加したのではなく、しかも船頭たちの口述であつたらしいことは、右の末尾文章ばかりでなく、文中に慶政が全く登場せず、しかも慶政ばかりでなく、他の如何なる個人名も出てこない記述態度からも窺えよう。

なお、一行の帰朝を記したあとに「抑龍盤嶼」はと高祖大師の事蹟を引いて感想を附しているが、これは慶政のものである。

慶政も、建保頃^{建保五年以前}入宋しているし、^{註2}しかも「法華山寺縁起」(安貞元年^{一二七}慶政作)の中で「先年渡海之

時、洋浪破楫之日、發種々願、而誓擬御素木、即遁惡風、而収大宋福州管唐山」と云っている程で、その渡宋の際同様の経験をしているので、この「漂到流球國記」のまとめ役として適任者であろう。

三

本書の内容は、寛元元年(一二四三)九月八日、肥前国松浦郡、いわゆる五島列島沖での漂流に始まり、琉球に流され(同十七日)、同地を發つて(同廿三日)、宋の福州に到着(同廿九日)するまでの間は日を追つて書かれ、在宋中の記文は全くなく、翌年(淳祐四年[〓]寛元二年)五月廿日に宋を離れ、同六月一日帰国に終るが、この部分も簡単なものである。したがつて、本書は漂流の様子と、特に琉球国に関する見聞の部分に特色があり、書名もこれによつてつけられたものと思われる。在宋中の記事が全然ないことは、この体験談の語り手の主体が船頭たちであつたことを示すものではなからうか。

渡宋者一行の構成メンバーについては、ほとんど記すところがない。ただし「一船相議三十余人趣向余方」(九月廿日)とか、「壯年之輩二十余人」(同十八日)の語から、僅かに乗組員の様子が窺え、巻末の、この体験談の語り手に船頭の他「一両同法」と挙げているように、僧侶の乗船も僅かながら認められる程度である。

参考のため、本書一行の航行と前後して渡宋、帰朝したらしい僧侶の存在を記しておこう。「寛元初入宋、直上徑山」(本朝高僧傳卷廿一)と云われている上州長樂寺沙門院豪と「淳祐四年(寛元二年)寓寄泰山白蓮教寺

…茲歲秋歸（同卷五十八）と云われる京兆泉涌寺沙門湛海がいる。前者は、杭州徑山寺を直ちに訪れているようである。このためには寧波寄港が必要で、福州に着いた本書一行とは別のようであり、後者も「秋」の帰国が正しいとすれば、六月一日帰朝の本書一行とは別の船と考えられよう。

当時の大陸への航行は、筑前の博多から値嘉島に至り、ここから東支那海を横断して明州（寧波）に向うもので、普通三四月頃の東北に吹く季節風を利用したようである。本書の一行の出発は九月であり、あるいは季節はずれのため難行したものか。一行の帰国を記した条（淳祐四年六月一日）のあとに、高祖大師のことを云々しているが、これは智証大師円珍のことで、彼が仁寿三年（八五三）八月渡宋を企て、同じように琉球に流され、福州に至つた事跡を指す。この時の模様を三善清行撰「智大證師傳」によつて見ると

至仁壽二年潤八月、值唐國商人欽良暉交關船來、三年七月十六日、上船到值嘉島、停泊鳴浦、八月初九日、放船入海、十三日申時、望見高山、緣北風敏、十四日辰頭、漂到彼山脚、所謂流^{〔球敷〕}椽國喫人之地、四方無風、莫知所趣、忽遇巽風、指乾維行、申刻見小山、子夜至脚下、十五日午時、遂獲著岸、而未知何國界、便問所在、知此大唐國嶺南道福州連江縣堺、于時國號大中七年矣

とあつて、本書の一行とほぼ同じ経過をたどつてゐる。ただし、所要日数を比較してみると、円珍一行は値嘉島から琉球までが六日間、本書一行は十一日、琉球・福州間は前者が約一・五日、後者は七日間となつてゐる。

琉球は、古く流虬・流求（隋書）、流鬼（新唐書）、留求（性靈集）、流球（智證大師傳）、また瑠求、留仇、瑠球

とも呼ばれ、現行琉球の文字が宛てられるようになったのは明代以降のことである。しかし、これらの諸称がすべて現在の琉球、即ち沖繩諸島であつたかどうかは疑問がもたれている。むしろ、沖繩諸島よりさらに大陸に近い島が考えられている。例えば、円珍一行は琉球から東南風に流され約一日で福州連江県の岸に到着していることから、もしこの日程が正確なものとすれば、琉球＝台湾説が有力とならう。だからと云つて、古琉球がすべて台湾であつたとするのは云えまい。いずれにしろ、これらは琉球方面に関する史料が近世以前非常に乏しいことによるものである。こうした中で本書の存在は、著者自身の体験ではないにしても、琉球人の風俗について語り、絵まで加えていることから、琉球史研究の前進に大きな役割を果すであろう。

たしかに、近世以前特に本書一行の航海当時には琉球およびその方面に対する正確な知識はなかつたかもしれない。しかし乏しい史料のうちに、この方面に対してもつていたであろう、当時人の漠然とした知識や概念を見出すこともできる。例えば、少し時代は遡るが「今昔物語」（卷十一の十二）には、先の円珍のことにふれて「其國（琉球）ハ海中ニ有リ、人ヲ食フ國也」とある。また「平家物語」（卷二）俊寛が流された薩摩瀧鬼界が島について

島には人稀なりけり、おのづから人はあれども、衣裳なければ、この土の人にも似ず、いふ言葉をも聞き知らず、身には頼りに毛生ひつゝ、色黒うして牛の如し、男は烏帽子をも著ず、女は髪もさげざりけり、食する物もなければ、常にたゞ殺生のみ先とす、しづが山田をかへさねば、米穀の類もなく、園の桑を取らざ

れば絹帛の類もなかりけり、島の中には高き山あり、とこしなへに火燃え、硫黄といふもの充ち満てり、かゝるが故にこそ硫黄が島とは名づけたれ、雷常に鳴り上り鳴り下り、麓には雨しげし、一日片時人の命の、絶えてあるべきやうもなし

とあり、同じ長門本にはこの島を、

さつまがたとし總名也、きかいは十二の島なれば、くち五島は日本へ随へり、おく七しまはいまだ我朝に従はずといへり、白石、あこしき、くろ島、いわうが島、あせ納、あせ波やくの島とて、ゑらぶ、おきなは、きかいが島といへり

としている。いづれにしる、異様な風俗をした食人種の棲む島、それが琉球方面に対する漠然とした観念であつたらしく、自分たちが漂着した島が琉球らしいと推測し（九月十七日条）恐る恐る上陸、仮屋の炉の中に人骨を発見、「諸人失魂、從此長知既来琉球國」と記していること（同十九日）、などよくその間の事情を物語つて

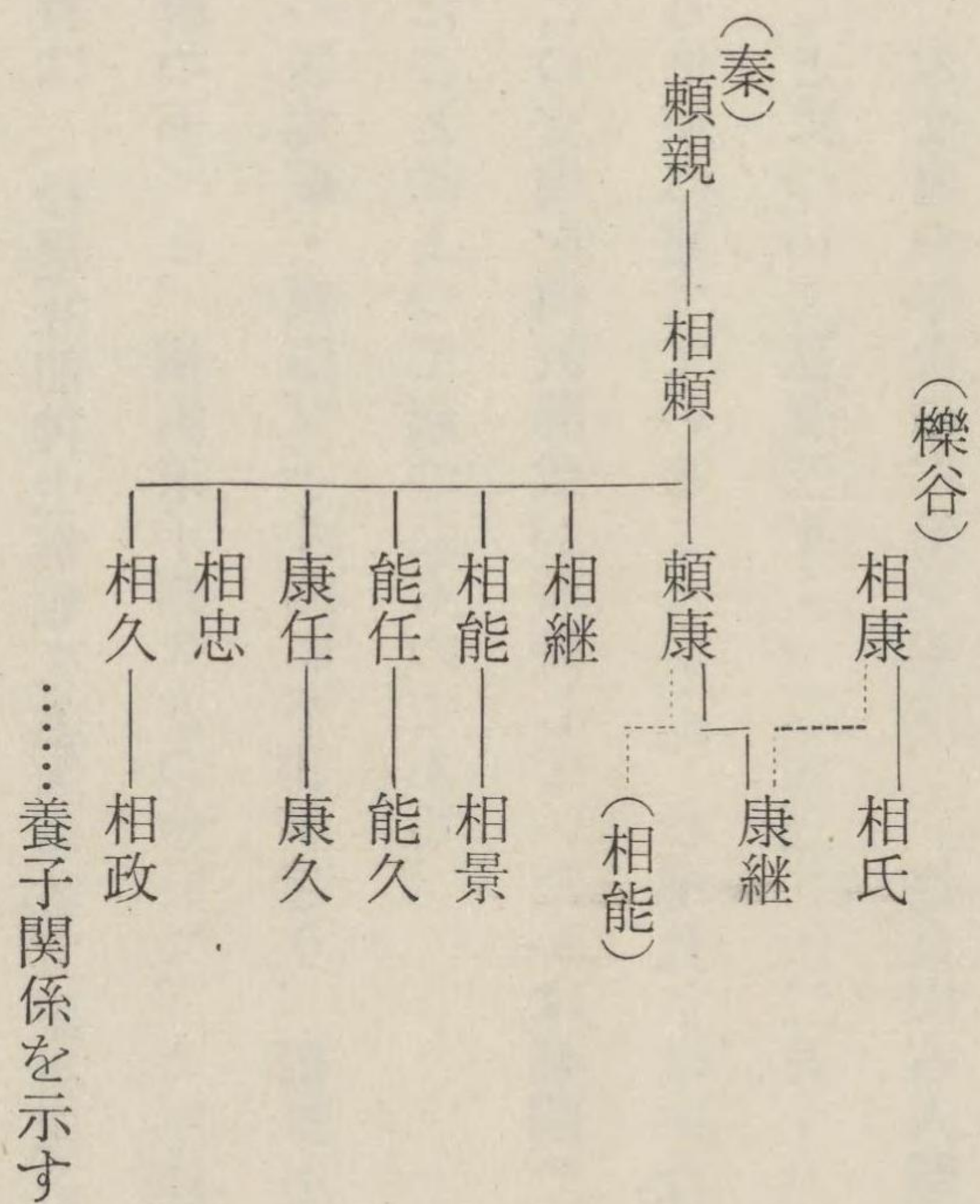
また、犬がいたり、米と琉球の紫苔、芋との交換（同廿二日）などを記し、中でも煮た芋が本朝のものと同じ味と云うのは、「さつまいも」の渡来が我々の通念よりかなり遡ることを意味するものか。生活史の上からも興味深い資料を提供するものであろう。

琉球に僅か数日の滞在であり、記文もそう多くはないが、他に全く類を見ない本資料の存在は、多角的な検討

が必要であり、これに答え得る要素を種々含んでいると云えよう。

四

裏文書は、「漂到琉球國記」とは全く関係なく、松尾神社の神官である秦氏の相承する莊園の所領争いの文書である。越中国松永庄（久安五年^{四九一}立券）、信濃国今溝庄（永万年^{六一六}立券）および神主職の讓補に関する秦相久の陳状案で、仁治元年（一二四〇）十月の日附を有する。人名が錯綜するので左に整理した系図を附する。ただしこの系図は本文書のうちからだけとつたものであり、かつ本文書のうちでも判断のしようでは別の関係も云える場合があるが、これらについては識者の補正をまつ。



この文書は「松尾社前神主秦相久謹陳申祢宜康繼謀計條條濫訴無其謂子細狀」とするようになり、相頼の孫康継（長子頼康の子）と、相頼末子相久との争いで、これは祖父頼親から父相頼、長子頼康と伝領された莊園をめぐるつて、その後相頼・頼康父子の間に不和が起り、相頼が頼康への相続権を取り消し、末子相久に譲り、長子頼康を義絶したことによつて起つたものである。

なお、この文書を何故慶政が所持していたかは疑問であるが、慶政の居住地が西山であり、法華山寺を松尾社と隣接する地域に建てていることから、松尾社とはかなり往復があつたのではなからうか。現に松尾神社に、草庵敷地のことについて弘長三年（一二六三）十二月十八日附の慶政の申上状が蔵されなどしている。

因みに、本文書の年次の仁治元年は、「比良山古人靈託」を著した翌年で、表の「漂到流球國記」を筆録する四年前のことである。

註1 旧九条家本「笠置寺異相等事」「大師御作靈像日記」等慶政自筆のものと筆跡が一致する。また、本書裏文書は慶政居住の法華山寺に隣接する松尾神社関係のものでもある。

註2 慶政の渡宋がいつであつたか不明であるが、宋泉州から嘉定十年（建保五年）に明恵に送つた、いわゆる「波斯文書」の存在が知られているし、現在散佚してしまつたが「證月上人渡唐日記」の著書もあつたようである。また建保七年正月に西峯の方丈草庵にて「続本朝往生傳」を書写しているのでこの間に帰朝しているわけである。

〔追記〕 本影印は、原本が薄墨のために朱筆のように見え、また濃淡の差がやや顕著になつてしまつている。

